

## 令和2年度 姫路市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「姫路市内部統制に関する基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、地方自治法の規定に基づき本市が実施する当該内部統制は、全てのリスクを防止することができない可能性があります。また、当該リスクの顕在化を適時に発見することができないことがあります。

### 2 評価手続

本市においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

### 3 評価結果

全庁的な内部統制については、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、それぞれの評価項目に対応する制度等が定められていました。

業務レベルの内部統制については、リスク評価シートにより識別されたリスク（1,052件）に対して、重大な不備と評価するものではありませんでした。

しかし、評価対象期間中、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の運用において、不当要求行為に該当する行為があったものとして取り扱うべきところ、誤った運用を行っていた事案が判明しました。これは、不当要求行為に係るリスク対応に関して、当該条例が正しく運用されていないという内部統制の重大な不備があったと認めざるを得ません。

また、この事案への対応の過程で、内部統制の目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」に応じたリスクが、網羅的に識別しきれていないこと（各所属においてリスクとして認識していないこと。）が判明しました。

結果として、本市の内部統制は有効に機能していないと判断しました。

### 4 不備の是正に関する事項

上記条例の誤った運用の原因及び本市に及ぼした影響等について第三者の専門委員による検証を行い、その結果を踏まえ、再発防止に向けた改善策を講じてまいります。

また、内部統制の目的の達成に向け、リスクの網羅的な識別に努めます。

令和3年（2021年）8月5日

姫路市長 清 元 秀 泰